

学校において予防すべき感染症及び出席停止期間		
種別	対象と期間	
第1種	エボラ出血	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血	
	痘そう・南米出血熱・ペスト	
	マールブルグ病・ラッサ熱	
	急性灰白髄炎・ジフテリア	
	重症呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)・鳥インフルエンザ(H5N1に限る。)	
	指定感染症及び新感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定するもの)	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ・細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス・パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	その他の感染症	
	ノロウイルス感染症	

学校保健安全法施行規則第18・19条及び医学部教授会決定(2013年2月6日)による。

「書類の手続き」

上記疾患により授業欠席した場合は、出席停止の期間が経過した後、医師の診断書を添えて教務課に欠席届を提出すること。

◎上記疾患に罹患した場合は速やかに学生課・保健室(2143)もしくは学年担任(代表)に連絡すること。